

## 稲田草庵



関東絵伝（場面） 報仏寺の身代わりの名号・明神の化身・赤童子

毎年、真宗本廟で勤まる報恩講（11月22日～28日）の25日夕方から拝読される、親鸞聖人の伝記『御伝鈔』（正式名称：『親鸞聖人伝絵』）下巻の第二段「稲田興法」には、「聖人越後国より常陸国を超えて、笠間郡稲田郷という所に隠居したまう。幽栖を占むといえども、道俗跡をたずね、蓬戸を閉ざるといえども、貴賤ちまたに溢る。仏法弘通の本懐ここに成就し、衆生利益の宿念たちまちに満足す。このとき、聖人おおせられて云わく、「救世菩薩の告命を受けし往の夢、既に今と符号せり。」とあり、僧侶であろうと俗人であろうと身分に関係なく数多の人々が稲田に住まわれている聖人の粗末なわらぶきの家を訪ね、直接に念仏のみ教えを聞き、聖人もまたその状況を喜ばしく思われ、若い時に念願していた人々と共に仏法を聴聞することの本懐が成し遂げられたと言われたと伝えられています。この短文の中に、聖人の「笠間郷稲田」（茨城県笠間市稲田）を中心とした東国伝道教化の基本姿勢とその状況を窺うことができます。

聖人が流罪の地である北陸の越後国（新潟県）よりご家族とともににはるばる常陸国（茨城県）に移住された理由については、現在、様々な見解を知ることができますが、たとえどのような

ご縁であろうとも、聖人自ら「師法然上人の流罪がなかったならば私も流罪になっていなかの人々とともに仏法を聴聞することはなかったであろう」（『御伝鈔』上巻）とご述懐されているように、数百年経過した現在、私達聖人の教えを聞く者は、流罪という出来事をお念仏とともに遇法の縁と転換されていかれた聖人の教えを聞くことのできる貴さを噛みしめざるを得ません。

古より「郡山環回、彷彿西京」と呼ばれてきた笠間の地は、聖人をして懐かしい生まれ故郷の京都を思い出させる環

境であったとも推察され、また、師法然上人から聴聞した本願他力念仏のみ教えの集大成ともいべき『教行信証』（正式名称『顕浄土真実教行証文類』）の制作にとりかかれたとされるこの地は、聖人にとってまさに第二の故郷とも言うべき地であったと思われま。またそのことは、聖人が念仏の息とともに人生を終えられる最後まで関東の人々と悲喜交流を続けられたということからも窺うことができます。

翻って、現在は、筑波山系の山々に囲まれた稲田草庵旧跡寺院として稲田の西念寺が稲田草庵跡として伝えており、また、約20年間の関東滞在中に住まわれたとされる草庵跡を伝える複数の旧跡の他、聖人自筆のお手紙等を伝える近隣寺院においても聖人の当時のお姿とお念仏のみ教えに触れることができます。



稲田草庵1



稲田草庵2